

神戸松蔭大学と神戸市北区との
里山資源活用と伝統文化継承に関する事業連携協定書

(目的)

第1条 この協定は、神戸松蔭大学と神戸市北区が里山資源活用や伝統文化継承に関する分野において相互に協力し、地域社会の発展と大学における人材育成、研究の充実に寄与することを目的とする

(事業連携事項)

第2条 神戸松蔭大学と神戸市北区が、北区山田町エリアにおいて連携して行う事業は、次の通りとする。

- (1) 地域の景観資源（自然、土地、建物など）の活用研究
- (2) 地域の植物資源（草花など）を用いた染色研究
- (3) 地域の文化資源（文化財、歴史伝統など）活用研究
- (4) 地域の放置竹林の整備や竹林の活用研究
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携

なお、北区山田町エリアとは、北区山田町の農村部および隣接する都市地域（山田出張所管内）を想定している。

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、令和7年4月15日から翌3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、神戸松蔭大学と神戸市北区のいずれからも改廃の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、神戸松蔭大学と神戸市北区が協議して別に定めるものとする。

この協定書は2通作成し、神戸松蔭大学と神戸市北区が各1通所持する。

令和7年4月15日

神戸松蔭大学 学長

徳山孝子



神戸市北区長

三木由美子

